

「子育てしやすさNO.1」のまちをめざして 10月から「幼児教育・保育の無償化」が始まります！

制度の概要・趣旨

生涯にわたる人格形成の基礎を担う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点から、消費税増税による全世代型の社会保障制度の一つとして、令和元年10月1日から幼稚園、保育所、認定こども園などに通う子どもたちの保育料などが無償（減免）になります。

対象となる子ども

▼3歳児から5歳児までの全ての子ども（令和元年度は、平成25年4月2日〜平成28年4月1日生まれ）
※幼稚園と認定こども園の幼稚園部分の利用者は満3歳から対象。

▼市町村民税非課税世帯の0歳児から2歳児までの子ども（令和元年度は、平成28年4月2日以降生まれ）

対象サービスと実施方法

①認可施設（幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業など）の保育料の無償化

●保育料が無償になります。

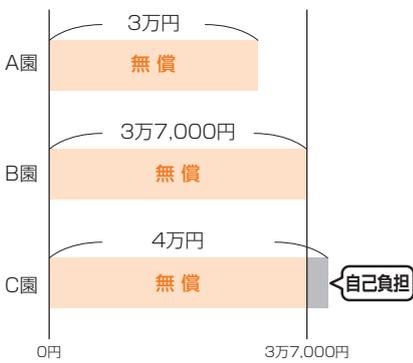
●ただし、一部の幼稚園（施設が自ら保育料を定めている幼稚園）は、月2万5700円（教育無償化相当額）を上限として給付します。

●認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業などの無償化

●保育の必要性が認められた場合に限り、月3万7000円（保育無償化相当額。0歳児〜2歳児は月4万2000円）を上限として給付します。

●ただし、企業主導型保育事業は本制度とは別の給付が行われるため、詳細は利用施設にお問い合わせ

※認可外保育施設の保育料の無償化のイメージ。

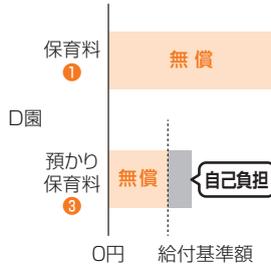


●ご注意ください。

●幼稚園や認定こども園での預かり保育料の無償化

●保育の必要性が認められた場合に限り、月1万1300円（保育無償化相当額と教育無償化相当額の差額。満3歳に到達した次の3月31日までは月1万6300円）を上限に、給付基準額を算定して給付します。

※幼稚園の保育料と預かり保育料の無償化イメージ。



（①と③の無償化は、それぞれ独立したものとして算定します。）

●児童発達支援センター・児童発達支援事業所などの利用料の無償化

●利用料が無償になります。ただし、医療費や食費などの実費については負担があります。

●その他

●認可施設の副食（おかず）材料費は、年収360万円未満相当の世帯または第3子以降の子どもは無償になります。

●償になります。

●これまで同様、認可施設に同時就園しているきょうだいの保育料は、一定の条件で減免があります。

無償化の対象外の経費

実費（食材料費、行事費、保育用品費など）、預かり保育料（保育の必要性が認められた場合は無償）、プレ保育、池田市立病児・病後児保育室の利用料。

無償化のための手続き

●無償化の認定を受けるには、本市への申請が必要です。なお、さかのぼっての認定はできません。

●①、④の無償化は、特段の手続きは不要です（一部の幼稚園や預かり保育の利用者を除く）。

●必要な手続きは施設を通じてお知らせします。なお、認可外保育施設や市外の施設を利用している場合、本市にお問い合わせください。

Q & A

Q1 申請すれば必ず無償化を受けられる？

A1 必要書類の提出があり、本市の認定があれば無償化の対象となります。ただし、施設などの利用申し込みは別途行う必要があり、定員などの都合上ご利用いただけない場合があります。

Q2 認可外保育施設や預かり保育の無償化のための「保育の必要性」とは？

A2 保護者の就労や疾病などの保育要件に該当することが一部無償化の条件です。保育の必要性の有無は書類により審査します。

Q3 「保育の必要性」は一度認められればずっと有効？

A3 就労していた方が退職するなど、保育要件に該当しなくなると失効します。

Q4 池田市から転出しても無償化は有効？

A4 無償化の認定は居住地の市町村が行いますので、転出先の市町村にあらためて申請する必要があります。



問い合わせ

※「対象サービスと実施方法」各見出しの番号に対応

- ①のうち市立幼稚園以外、②のうちファミリーサポートセンター事業以外、③のうち市立幼稚園以外、⑤：幼児保育課 ☎754・6208
- ②のうちファミリーサポートセンター事業：子育て支援課 ☎754・6252
- ④：発達支援課 ☎754・6102
- ①と③のうち市立幼稚園：総務・学務課 ☎754・6291

令和2年度 新入園児募集 幼稚園・認定こども園（1号認定）

◆市立幼稚園・認定こども園（1号認定）

- 対象 市内在住の4・5歳児
- 募集人数（4歳児） さくら幼稚園70人 あおぞら幼稚園90人 なかよしこども園20人 ひかりこども園36人
※定員を超えた場合は抽選会を実施（10月11日金）。5歳児は各園の空き状況により募集人数が異なるためお問い合わせください。なお、子どもの成長や発達について心配のある方は、9月6日金までに、幼稚園希望の方は教育センター ☎751・4971へ、認定こども園希望の方は幼児保育課 ☎754・6208へご相談ください。
- 願書の配布 各園・担当課で9月2日(月)から（土・日曜日、祝日は除く）
- 願書の受け付け 各園・担当課で10月1日(火)～3日(木)
※各園は午後2時30分～4時30分、担当課は午前8時45分～午後5時15分にお越しください。
- 問い合わせ 幼稚園…総務・学務課 ☎754・6291 認定こども園…幼児保育課 ☎754・6208

◆私立幼稚園・認定こども園（1号認定）

- ※詳細は各園へお問い合わせください。
- 対象 3～5歳児
- 願書の配布 9月1日(日)以降
- 願書の受け付け 10月1日(火)以降

●クラス年齢の考え方について

- 3歳児 平成28年4月2日～平成29年4月1日生
- 4歳児 平成27年4月2日～平成28年4月1日生
- 5歳児 平成26年4月2日～平成27年4月1日生

	施設名	所在地	問い合わせ
市立幼稚園	さくら幼稚園	大和町1-4	☎751-3513
	あおぞら幼稚園	畑1-1-1	☎751-9554
市立認定こども園	なかよしこども園	石橋4-6-1	☎761-6751
	ひかりこども園	神田2-4-1	☎752-0414
私立幼稚園	池田五月山教会幼稚園	五月丘2-7-19	☎751-5130
	カトリック聖マリア幼稚園	満寿美町9-26	☎751-4428
	室町幼稚園	室町7-4	☎751-4029
	友星幼稚園	伏尾台2-11	☎751-1828
私立認定こども園	宣真認定こども園	天神1-1-41	☎762-2864
	さつきこども園	城南2-4-20	☎751-6830
	亀之森幼稚園・かめのもり乳児園	住吉2-3-1	☎762-1813
	池田旭丘幼稚園・いけだあさひがおか乳児園	旭丘1-9-21	☎751-8152
	石橋文化幼稚園	石橋2-12-12	☎762-0020

※令和2年度の保育所、認定こども園（2・3号認定）、小規模保育事業の新規入所申込の受け付けは12月を予定しています。詳しくは、広報いけだ11月号でお伝えします。

大阪880万人訓練



災害時に情報を正しく認識し行動するために大阪880万人訓練を実施します。
いざというときに備えて、皆さんも訓練に参加しましょう！！

■開催日時

9月5日(木)午前11時

午前11時:地震発生、午前11時3分頃:大津波警報発表(府から訓練用のエリアメール・緊急速報メール※が届きます)、午前11時10分頃:本市から訓練用のエリアメール・緊急速報メールが届きます。

▶訓練のときにすること

災害が起きたとき、命を守るためにどうすればいいのかを考えて、訓練に合わせて行動してみましょう。

▶訓練前までに

地震が起きたらどうするのか、家族で話し合しましょう。

▶訓練当日

話し合った行動をとりましょう。その場でできるだけ「命を守る行動」をしましょう。

▶訓練後には

「命を守る行動」ができたか確認しましょう。

※本訓練に伴い防災行政無線のスピーカーから訓練放送が流れます。訓練放送ですので、お間違えのないようにご注意ください。詳しくは市ホームページをご覧ください。

災害時避難行動要支援者について

避難するのに支援を必要としている方はいませんか

避難行動要支援者とは

災害が発生、または災害が発生するおそれがある場合に
自ら避難するのが困難で、避難するのに支援を必要としている方

本市では池田市地域防災計画に基づき、
下記条件の方を避難行動要支援者として名簿を作成しています。

生活の基盤が自宅にある方のうち、

- 要介護認定3～5を受けている方
- 精神障がい者保健福祉手帳1級を所持する方
- 身体障がい者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する方（免疫障害を除く）
- 75歳以上の高齢者のみの世帯の方
- 療育手帳Aを所持する方
- 上記以外で市の支援を必要とする方

下記の場合にも名簿に登載するように求めることができます。

- 避難支援等関係者などが必要と判断したとき
- 上記要件から漏れた方が自らの命を主体的に守るため、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を市に求めたとき

現在、池田市では石橋小学校区、池田小学校区の一部で、災害時避難行動要支援者に対する日頃の見守り活動が始まっており、災害に対する支援の輪が広がりつつあります。

☎ 危機管理課 ☎ 754・6263